

下記の事項をご確認ください。

- 調停の開始が決定した場合、被申請人へ調停開始通知書を送付することとしています。
- 調停開始通知書に添付する資料つきまして、下記事項をご確認いただき、該当するいずれかのチェック欄に✓印を記載いただくとともに、あなたの氏名を記載していただくようお願いいたします。

① 調停申請書等の写しの送付は可

- ☐ 調停申請書の写しの送付は可
 - ☐ 調停申請書の中に「別紙」と記載がある場合、被申請人に別紙の写しの送付は可（別紙 枚）
- ☐ 調停申請書に加え、以下の書類（添付書類）の写しの送付は可（ ）

② 調停申請書等の写しの送付は不可

- ☐ 調停申請書等の写しの送付は不可
 - ※ ただし、被申請人に送付する調停開始通知書に、「あなたの氏名」や「調停申請の概要」を記載することとなります。

調停申請書等の写しの一部にマスキングを行った上で送付を希望される方は裏面へ

年 月 日

氏名

下記の事項をご確認ください。



裏面はコチラ

③ 調停申請書等の一部をマスキングした上で 写しの送付は可

- ☐ 以下の箇所をマスキングの上で調停申請書の写しの送付は可
くマスキングを希望される情報に✓印を記載してください。>
 - ☐ 住所 ☐ 電話番号
 - ☐ 調停を求める事項及びその理由の一部
(具体的な箇所：)
 - ☐ 紛争の経過
(一部の場合には具体的な箇所：)
 - ☐ その他参考となる事項
(一部の場合には具体的な箇所：)
- ☐ 調停申請書の中に「別紙」と記載がある場合、一部をマスキング
の上で写しの送付は可
(具体的な箇所：)
- ☐ マスキングした調停申請書の写しに加え、以下の書類（添付書類）
にマスキングの上で写しの送付は可
 - ★ 添付書類の種類
()
 - ★ 対象書類の具体的なマスキング箇所
()